

低公害車普及促進対策費補助金（車両導入）について

全国で⁽¹⁾ C N Gバス・トラック等⁽²⁾を一定台数導入⁽³⁾するバス・トラック事業者等⁽⁴⁾に対し、地方公共団体等⁽⁵⁾と協調して、当該車両購入費等の一部を補助⁽⁶⁾する。

1 . 補助対象地域 全国

2 . 補助対象車両

バ ス：C N Gバス、ハイブリッドバス、新長期規制適合バス、使用過程にあるディーゼル車のC N G車への改造
トラック：C N Gトラック、ハイブリッドトラック、新長期規制適合トラック、使用過程にあるディーゼル車のC N G車への改造
バスについては乗車定員11人以上、トラックについては車両総重量3.5トン超のものに限る。

3 . 一定台数の導入 バ ス：単年度2台以上（補助事業者単位） トラック：単年度3台以上（ ” ” ）

4 . 補助対象事業者

バ ス：一般乗合旅客自動車運送事業者、自動車リース事業者
トラック：一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者
その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者も対象とする。

5 . 地方公共団体等 都道府県、市町村（東京都特別区を含む）、バス協会、トラック協会等

6 . 車両購入費等の一部補助

C N Gバス・トラック等の導入 車両本体価格の1 / 4
ただし、・C N G車、ハイブリッド車の導入 通常車両価格との差額の1 / 2を限度とする。
・新長期規制車の導入 通常車両価格との差額の1 / 3を限度とする。
使用過程車のC N G車への改造 改造費の1 / 3